

議第55号

三島市体育施設条例の一部を改正する条例案

三島市体育施設条例（平成16年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 三島市民体育館の利用料金の限度額等(1)施設中

「

基本利用料金					
午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
1,580円	2,110円	3,700円	4,230円	6,350円	7,410円
740円	1,260円	1,800円	2,110円	2,640円	3,170円
10,590円	15,890円	21,180円	26,480円	42,370円	52,970円
4,760円	7,410円	12,710円	14,830円	21,180円	26,480円
2,640円	3,700円	6,350円	7,410円	10,590円	13,770円
37,080円	52,970円	68,860円	84,750円	132,420円	164,210円
620円	740円	840円	1,050円	1,580円	2,110円
300円	420円	520円	620円	840円	1,050円
2,110円	2,640円	3,170円	4,230円	6,350円	8,470円
520円	840円	1,050円	1,260円	2,110円	2,640円
300円	420円	520円	620円	1,050円	1,310円

を

」

「

基本利用料金					
午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
1,600円	2,140円	3,740円	4,300円	6,440円	7,540円
750円	1,280円	1,830円	2,140円	2,680円	3,220円
10,780円	16,180円	21,570円	26,970円	43,150円	53,930円
4,840円	7,540円	12,380円	15,100円	21,570円	26,970円
2,680円	3,760円	6,440円	7,540円	10,780円	13,980円
37,760円	53,950円	70,130円	86,320円	134,870円	167,250円
630円	750円	850円	1,070円	1,600円	2,140円
300円	420円	530円	630円	850円	1,070円
2,140円	2,680円	3,220円	4,300円	6,460円	8,620円
530円	850円	1,070円	1,280円	2,130円	2,660円
300円	420円	530円	630円	1,050円	1,330円

に改め、

」

同表1 三島市民体育館の利用料金の限度額等(1)施設備考9中「1,020円」を「1,030円」に、「510円」を「520円」に改め、同表1 三島市民体育館の利用料金の限度額等(2)附属設備等中

「

「

1,580円	3,170円
200円	420円
200円	420円
100円	200円
100円	200円
200円	420円
100円	200円
520円	1,050円

を

1,600円	3,220円
200円	420円
200円	420円
100円	200円
100円	200円
200円	420円
100円	200円
530円	1,070円

に、

」

」

「

「

300円	520円
20円	40円
20円	40円
520円	1,050円
520円	1,050円
200円	420円
100円	200円
200円	420円
20円	40円
20円	40円
520円	520円

を

300円	530円
20円	40円
20円	40円
530円	1,070円
530円	1,070円
200円	420円
100円	200円
200円	420円
20円	40円
20円	40円
530円	530円

に改め、

」

」

同表 2 グラウンド等の利用料金の限度額等(1)三島市錦田グラウンド及び三島市文教テニスコート中

「

420円	840円	1,260円	2,110円	5,290円
------	------	--------	--------	--------

620円	1,050円	2,110円	3,170円	7,410円

を

」

「

420円	850円	1,280円	2,130円	5,380円
630円	1,070円	2,140円	3,210円	7,540円

に、

」

「

4,230円		1,050円
6,350円		1,580円
4,230円		1,050円
6,350円		1,580円

「

4,280円		1,070円
6,400円		1,600円
4,280円		1,070円
6,400円		1,600円

を

に改め、

」

」

同表2 グラウンド等の利用料金の限度額等(1)三島市錦田グラウンド及び三島市文教テニスコート備考4中「750円」を「760円」に、「370円」を「380円」に改め、同表2 グラウンド等の利用料金の限度額等(2)三島市南二日町人工芝グラウンド中「2,670円」を「2,720円」に、「5,340円」を「5,430円」に改め、同表2 グラウンド等の利用料金の限度額等(2)三島市南二日町人工芝グラウンド備考4中「2,260円」を「2,300円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した体育施設の利用に係る料金の額については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士